

札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市条例第 3 4 号

札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例

札幌市消防手数料条例（昭和 2 6 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中

「	1, 580, 000 円		「	1, 590, 000 円	
	1, 940, 000 円	を		1, 950, 000 円	に改める
	2, 260, 000 円			2, 270, 000 円	」

」

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 3 の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料の額について適用し、同日前の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。